ご存知ですか？「障がい学生支援」

法的根拠と基本方針

・日本では、「障害者差別解消法」の改正により、2024年4月から教育機関において、障がいを理由とする不当な差別の禁止に加え、合理的配慮の提供が法的に義務化されました（文部科学省）。

・この法律は、「障害者権利条約」や「障害者基本法」の理念に基づき、障がい学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を保障することを目的としています。

北海道文教大学の「障がい学生支援」

【目　的】

・障がい学生と一般学生が共に学ぶことを通して、共生の時代を担う社会人を育成します。

【特　色】

・障がい学生が学ぶ専門分野と個別のニーズに応じた合理的配慮の提供を目指し、学部・学科等において可能な限りの支援体制を構築し、大学において学生の自立と成長を支援します。

・本学では、国の「基本方針」に基づき、障がい(身体・精神)等の理由により修学上の困難を抱えている学生が、学生生活を送る上で、よりよい学生生活を送ることができるよう支援します。

・修学環境における社会的障壁の状況は、学生各々とその時々の状況（科目の特性・授業の形態・学年進行等）によってさまざまです。本学では、学生が直面する個々の状況に応じて、学内の関係部署と関係職員が連携して、合理的配慮を提供しています。

活かす人へ
北海道文教大学
障がい学生支援委員会

障がい学生支援

北海道文教大学は、あなたが安心して学べる大学です



ご相談窓口

【学生部】
Tel:0123-34-0011
Mail:bunkyogakusei@do-bunkyodai.ac.jp
場所:本館1階事務局内

【保健管理センター】
Tel:0123-29-7470
Mail:hoken@do-bunkyodai.ac.jp
場所:1号館2階



「合理的配慮について

面談において、建設的な対話により合意形成を図り、合理的配慮の内容を決定します。

▶ 入学試験出願前及び入学試験時の相談

・障がい等により入学試験時や入学後の修学に不安がある場合は、出願前に入試広報課にご相談ください。
・関係教職員と建設的な対話のもと、入学試験時の配慮内容や入学後の合理的配慮内容等について面談を行います。

▶ 大学生活への移行支援

・大学生活を円滑に開始するために、入学後に相談に応じます。
・これまで支援を受けたことがある方は、支援情報をもとに大学での支援体制を検討します。

▶ 履修等の支援

・授業や履修計画について、所属学部・学科において相談や助言を行います。

▶ 授業における支援

・学習しやすい環境を検討 します。例として、座席の配置や視覚情報、聴覚情報等への配慮を行います。

▶ 学生生活の支援

・バリアフリーなキャンパスづくりを目指し、誰もが使いやすいキャンパスを関係部署と協議しながら様々な設備等の環境整備を検討していきます。

▶ 卒業後へ向けた支援

・所属学部・学科と関係部署が連携しながら、情報提供を行い、就職活動等の支援を行います。

合理的配慮の相談から支援までの流れ

相談

【大学教職員へ相談】
・学生部、保健管理センターおよび学科教員等、相談しやすい大学教職員にご相談ください。
・支援を希望する学生へ申請方法等を説明します。

面談

【合理的配慮申請、支援スタッフとの面談】
・「合理的配慮申請書」を提出します。
・学生部、保健管理センターおよび学科教員と面談を行います。

検討

【障がい学生支援委員会による検討】
・支援の必要性や方向性等を委員会で検討します。
・個別支援チームを編成し、具体的な配慮内容を検討します。

決定

【合理的配慮内容の決定・合意形成】
・学生部、保健管理センターおよび学科教員等と面談を実施し、配慮内容について学生と合意形成を図ります。

実施

【合理的配慮の実施】
・担当教員や関係部署等による合理的配慮を行います。

フォロー

【支援実施状況の確認、継続】
・状況確認と合理的配慮の提供状況を継続的に確認します。
・次年度に向けた相談と継続手続きを行います。